

NEW FACES!

令和5年度の新規採用職員21人を紹介します。
それぞれの目標や熱意をもって職務にまい進します。
皆さんどうぞよろしくお祈りします。

合志市のいいところ・好きなところ
所属
氏名



公園が多い

<p>マンガミュージアム</p>	<p>教育が充実</p>	<p>人が優しい</p>	<p>自然が豊か</p>
<p>未来が明るい市</p>	<p>落ち着く街</p>	<p>食べ物がおいしい</p>	<p>生活のしやすさ</p>
<p>カントリーパーク</p>	<p>レジャーバスが安い</p>	<p>発展している</p>	<p>カントリーパークのバラ</p>
<p>田んぼの景色がきれい</p>	<p>住みやすそう</p>	<p>ひまわり公園</p>	<p>住民が優しい</p>
<p>元気の森公園</p>	<p>人の温かさ</p>	<p>優しい雰囲気</p>	<p>活気あふれる街</p>

素敵な人生・素敵なパートナー

男女共同参画推進懇話会
委員 中島 瑞枝さん

1月に開催された『気づきうなずきフェスティバル』の講演会で、講師の三浦さんが語った内容に衝撃を受けました。30歳で自らが性的マイノリティであることをカミングアウトするまで、常に自分を偽っている感覚に苦しみ、誰にも言えず歩んできたということでした。

「人はなぜ自分と違う感覚の人を差別し、理解しようとしなにか」というお話を聞く中で、自分も気づかぬうちに…と身につまされる思いでした。

男女共同参画推進懇話会の委員として活動していくうちに、社会全体として一定数のLGBTQの人がいるということを知り、いつまでも「考えが及ばなかった、自分には関係ない」では済まされないうちにきていと感じています。

また、懇話会の研修で、人の価値観や考え方は、長年の刷り込みの積み重ねで形成されていること、変化し続ける社会に対応して

いくためには、無意識の偏見を持たないように心がけること、違いを積極的に生かすことにより、多様性が徐々に社会を豊かにしていくことを学びました。

子どもたちは、早くから学校で多様性などについての教育を受けているため、柔軟な感覚を持ち合わせているように感じます。私たち大人もいつも心を柔らかくしておき、異なる考えや価値観に寛容であるよう努めたいです。

本市では4月1日から『パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度』を導入しています。法的には認められていない同性同士などの婚姻について、自治体独自の「結婚に相当する関係」とする証明書を発行することにより、公的サービスなど社会的配慮を受けやすくなる制度です。この制度導入が、より多くの人が多様性について関心を持つきっかけになってほしいと思います。



▲パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

こちら消費生活センターです

● 問い合わせ先 消費生活センター(安全安心課内) ☎096(248)5442
相談受付時間 平日 午前10時～午後4時

若者の消費者トラブル

成年年齢が引き下げられて一年が経過しました。今回は新成人の契約トラブルについて紹介します。

相談事例1

他県の大学に入学した息子が一人暮らしを始めた。訪問してきた業者に「電気料金が安くなる」と勧誘を受け電力の契約をしたという。本人は大手電力会社と契約したと思っていたが、別の会社だった。契約をやめたいと言っているが、可能か。

相談事例2

友人に「脱毛エステの無料券があるから一緒に行かないか」と誘われ、興味があったので一緒に行った。無料体験の後「脱毛エステは継続した方がいい。学生割引がある。友達を誘えば報酬が貰える。実質無料で施術が受けられる」と説明があり、「契約すれば友人に報酬が入る」と言われ断れず契約した。支払いは信販会社のローンをくんだ。解約できないか。

相談者への対応

どちらもクーリング・オフで解約ができました。エステ契約の場合クーリング・オフが過ぎても中途解約ができます。化粧品などの関連商品も使用していないければ解約対象になります。

アドバイス

事例の他にも、儲け話やSNSをきっかけにしたトラブル、ダイエツト食品などの定期購入、賃貸契約などさまざまな相談があります。
・軽い気持ちで契約しない
・うまい話に飛びつかない
・ネット情報に流されない
・借金してまで契約しない
契約は口頭でも成立します。きっぱり断る勇気も大切です。

トラブルに遭った場合や不安に思ったら消費生活センターへご相談ください。



▲消費生活センター